

決議案第4号

逗子市内駅周辺の路上喫煙等禁止地区の指定を求める決議

標記の決議案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年9月30日


逗子市議会議長 菊池俊一 殿

逗子市議会議員 匂坂祐二 

同 八木野太郎 

同 根本祥子 


同 橋爪明子 

同 加藤秀子 

同 松本寛 

同 田幡智子 

同 高野毅 

同 丸山治章 

(別紙)

逗子市内駅周辺の路上喫煙等禁止地区の指定を求める決議

逗子市路上喫煙等の防止に関する条例が、本年3月に議員提案され可決した。半年間の周知期間を経て、10月1日から施行される。

この条例は、市民等の身体及び財産への被害の防止、健康への影響の抑制並びにたばこの吸い殻の投棄の防止を図り、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保及び美観の保全を目的としている。

逗子市議会の条例制定前の現地調査の結果でも、市内各駅周辺の路上喫煙と吸い殻の投棄が確認され、本条例の半年間の周知期間中も、路上喫煙が残念ながら多く見受けられる現状がある。しかしながらいまだに本条例の第5条の市長による路上喫煙等禁止地区の指定がされていない。

よって、逗子市議会は、市長に対し、市内各駅周辺について、路上喫煙等禁止地区を早急に指定されることを求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成28年9月30日

逗子市議会